

二本松市レンタサイクル使用申込書

使用 申込 者	氏 名			
	住 所			
	電 話	自宅	—	—
		携帯	—	—
	勤務先 学校名	(電話 — —)		

私は、別紙の「二本松市レンタサイクル使用者遵守事項」を守ることを確約し、二本松市レンタサイクルの使用を申し込みます。

使 用 期 日	令和 年 月 日
使 用 時 間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
使 用 台 数	電動アシスト自転車 台
使用料金 (※担当者が記入)	円

【貸出窓口記入欄】

貸出担当者			貸出車両番号		
本人確認書類	運転免許証 ・ 身分証明書 ・ 学生証 ・ 保険証 その他 ()				
貸出時刻	:	返却時刻	:	返却確認者	
超過料金の有無	無 ・ 有 (円)				
故障の有無	無 ・ 有		(程度)		
※弁償を承諾し、請求のあった金額を後日支払うことを了承します。					
【使用者了承確認署名: _____】					

二本松市レンタサイクル使用者遵守事項

一般社団法人にほんまつDMO

連絡先 二本松駅観光案内所(Tel0243-22-0785)

※年中無休 9:00~17:00

一般社団法人にほんまつDMO（以下「DMO」という。）が運営するレンタサイクルを使用する者は、次の事項を確認し遵守しなければならない。

- 1 使用者は、自転車を使用中は交通法規を遵守するとともに交通安全を心がけ、許可された使用時間を厳守しなければならない。
- 2 自転車を使用できる時間は午前9時から午後5時までとし、1日または半日単位の使用許可となる。【午後5時までには必ず返却すること。】
- 3 使用者は、使用許可を受けた自転車を第三者に又貸ししてはならない。
- 4 使用者は、自転車を使用中に自転車を破損させ、または盗難にあったときは、修理費用または代替自転車の購入費用をDMOに弁償しなければならない。
- 5 使用者が自転車を使用中に交通事故等が発生して第三者を負傷させ、または第三者の所有物等に損害を与え賠償の責任を負った場合は、DMOは一切責任を負わず、すべて使用者の責任において処理しなければならない。
- 6 使用者が自転車を使用中に交通事故等により受傷し、または死亡した場合はDMOは一切補償しないものとする。
- 7 使用者は、自転車の使用が終わった場合は予め指定された場所に自転車を駐輪させ、施錠し、故障の有無を確認し、鍵を貸出窓口に返却しなければならない。
この際、使用時間超過等により追加使用料金が発生した場合は納入しなければならない。